

平成28年第3回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成28年9月13日）

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 [会議録署名議員の指名](#)
- 日程第 2 [会期の決定](#)
- 日程第 3 [諸般の報告](#)
- 日程第 4 [行政報告（町長・教育長）](#)
- 《町 長》
- [1. 6月からの豪雨及び台風被害の状況について](#)
 - [2. JR日高線の復旧に向けた取組みについて](#)
 - [3. 農産物の生育状況について](#)
- 《教育長》
- [1. 教育委員の活動について](#)
 - [2. 学校教育の推進について](#)
 - [3. 新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について](#)
 - [4. 社会教育の推進について](#)
- 日程第 5 同意第 3号 [教育委員会教育長の任命について](#)
- 日程第 6 同意第 4号 [教育委員会委員の任命について](#)
- 日程第 7 報告第 8号 [例月出納検査等の結果報告について](#)
- 日程第 8 報告第 9号 [新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について](#)
- 日程第 9 報告第10号 [平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について](#)
- 日程第10 報告第11号 [専決処分について](#)（損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について）
- 日程第11 承認第11号 [専決処分について](#)（平成28年度新冠町一般会計補正予算）
- 日程第12 承認第12号 [専決処分について](#)（平成28年度新冠町一般会計補正予算）
- 日程第13 承認第13号 [専決処分について](#)（平成28年度新冠町一般会計補正予算）
- 日程第14 承認第14号 [専決処分について](#)（平成28年度新冠町一般会計補正予算）

- 日程第15 承認第15号 [専決処分について](#)（平成28年度新冠町簡易水道事業特別会補正予算）
- 日程第16 承認第16号 [専決処分について](#)（平成28年度新冠町一般会計補正予算）
- 日程第17 認定第1号 [平成27年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について](#)
- 日程第18 認定第2号 [平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について](#)
- 日程第19 認定第3号 [平成27年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について](#)
- 日程第20 認定第4号 [平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について](#)
- 日程第21 認定第5号 [平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について](#)
- 日程第22 認定第6号 [平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について](#)
- 日程第23 認定第7号 [平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について](#)
- 日程第24 会議案第6号 [特別委員会の設置について](#)
- 日程第25 議案第35号 [新冠町税条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第26 議案第36号 [新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第27 議案第37号 [新冠町立認定子ども園条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第28 議案第38号 [指定管理者の指定について](#)（新冠温泉レ・コードの湯）
- 日程第29 議案第39号 [指定管理者の指定について](#)（にいかっぷホロシリ乗馬クラブ）
- 日程第30 議案第40号 [指定管理者の指定について](#)（道の駅）
- 日程第31 議案第41号 [新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について](#)
- 日程第32 議案第42号 [平成28年度新冠町一般会計補正予算](#)
- 日程第33 議案第43号 [平成28年度下水道事業特別会計補正予算](#)
- 日程第34 議案第44号 [平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算](#)
- 日程第35 議案第45号 [平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算](#)
- 日程第36 議案第46号 [平成28年台風災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について](#)

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 竹 中 進 一 君	2番 堤 俊 昭 君
3番 氏 家 良 美 君	4番 但 野 裕 之 君
5番 武 田 修 一 君	6番 須 崎 栄 子 君
7番 椎 名 徳 次 君	8番 秋 山 三 津 男 君
9番 武 藤 勝 圀 君	10番 長 浜 謙 太 郎 君
11番 鳴 海 修 司 君	12番 芳 住 革 二 君

◎出席説明員

町 長	小 竹 國 昭 君
副 町 長	中 村 修 二 君
教 育 長	杉 本 貢 君
会 計 管 理 者	堤 秀 文 君
総 務 課 長	中 村 義 弘 君
町 民 生 活 課 長	佐 渡 健 能 君
税 務 課 長	湊 昌 行 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 嘴 寧 君
建 設 水 道 課 長	坂 東 桂 治 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
企 画 課 長	佐 藤 正 秀 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	工 藤 匡 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 本 政 嗣 君
診 療 所 事 務 長	坂 本 隆 二 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	山 下 利 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	新 宮 信 幸 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	山 谷 貴 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	関 口 英 一 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	本 間 浩 之 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 総 括 主 幹	竹 内 修 君
収 納 対 策 本 部 次 長	田 村 一 晃 君
税 務 課 総 括 主 幹	杉 山 結 城 君
企 画 課 総 括 主 幹	佐々木 京 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	原 田 和 人 君
議 会 事 務 局 副 主 幹	曾 我 和 久 君

（開会 10時00分）

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成28年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、会議録署名議員は、会議規則第125条の規程により、5番 武田 修一 議員、6番 須崎 栄子 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間にいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの4日間に決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、9月14日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、9月14日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長からお手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第2回定例会において可決された意見書6件は、関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。次に、一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、お手元に配付の別紙1のとおりですので、ご了承願います。次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配布の別紙2のとおりですので、ご了承願います。次に、第2回定例会において可決された議員の派遣結果については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 本日、平成28年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成28年第2回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

1、6月からの豪雨及び台風被害の状況について

6月20日から8月31日までの間、豪雨及び台風により5度災害に見舞われ甚大な被害を受けておりますので、その被害状況について、9月1日現在での概要を申し上げます。始めに、土木施設の被災状況についてですが、7月の豪雨、8月の3度の台風により、町内全域で道路路肩の欠壊、流出、法面の崩落、側溝の埋塞、小沢等からの土砂の流出、一部河川の氾濫、埋塞、河岸欠壊、既設護岸の破損等の被害が生じており、応急復旧のため、重機の借上により対応した箇所が221箇所、この内、単独災害復旧箇所は、現在調査中ですが、道路、河川等合わせまして100箇所を超えるものと見込んでおります。また、国の補助を受けて復旧しようとしている箇所は、道路11箇所、河川28箇所の合計39箇所、補助申請総額は、約3億7千万円程度と、見込まれております。

次に、水道施設の被災状況についてですが、共栄地区の水道施設が、配水管の破損により8月23日早朝から断水し、懸命の復旧作業により26日の夕方に通水いたしましたが、その間、共栄生活館に設けました給水所に足を運びいただき、地域の皆さまには、大変ご不便とご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

次に、農林水産業の被災状況についてですが、「新冠町農協」及び「ひだか漁協」が取りまとめました状況をご報告申し上げます。始めに、農業被害についてですが、田・畑・草地、ビニールハウスなど、農地が冠水又は土砂・流木等の流入により被災した面積は約145haで、農作物が収穫不能となった損失額を含め、被害額は約1億990万円と、見込まれております。また、附帯する排水路や農道、牧柵など農業用施設の被害額は約7650万円で、農業全体の被害額は約1億8640万円と、見込まれております。

次に漁業被害についてですが、漁船1隻が転覆し、1隻が船尾を破損いたしまして、被害額は約530万円と、見込まれております。このほか荷捌所の排水施設等の土砂掘削及びコンブ干場の土砂堆積による被害額を約180万円と見込み、漁業被害の総額は約710万円と、見込まれております。なお、このたびの災害がもたらす漁業被害への影響については不透明であり、今後の漁獲への影響についても大変懸念されるところでございます。

次に、町が所管する林道、治山施設及び町有牧野関係の被害状況についてですが、林道9路線、林業専用道1路線、治山施設15ヶ所に被害を受けております。また、町有牧野におきま

しては、管理道路の決壊、牧野内への土砂の流入等の被害を受けております。

次に、豪雨によります住宅の被災状況についてですが、床上浸水6棟、床下浸水12棟の被害状況となっており、被災後、直ちに消毒及び防疫作業を実施するとともに、被災家屋から排出された6トントラックおよそ12台分の被災ごみを回収しております。

次に、高浪による家屋の被災状況についてですが、本町浜通りの家屋1棟が全壊、床下浸水6棟の被害状況となっており、直ちに消毒及び防疫作業を実施するとともに、同地区に打ち上げられました流木漂流ゴミの回収、集積を行っております。また、全壊家屋及び床上浸水家屋の世帯に対し、生活再建のための見舞金の支給を行っております。これらの被害につきましては、応急復旧が必要なことから、被災後ただちに、重機の借上げ等を行い復旧につとめており、係る予算を専決処分いたしておりますので、提案どおり承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。以上が、6月からの豪雨及び台風被害の状況の概要でございます。なお、被災状況の詳細は、10月予定の臨時議会でご報告いたしたく、ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

2、JR日高線の復旧に向けた取組等について

次に、昨年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、本年6月の第2回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的として、管内7町長及びJR北海道担当副本部長、日高振興局長、北海道総合政策部担当局長で構成する「JR日高線沿線自治体協議会」の第4回目となる会議が、去る8月8日に当町役場で開催されました。会議では、報告の1点目として、7月29日にJR北海道の島田社長が記者発表した「持続可能な交通体系のあり方」についての、詳細の説明がありました。これによりますと、経営状況が極めて厳しいことに加え、経営基盤を置く北海道は、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいることから、それぞれの地域特性に応じた持続可能な交通体系のあり方について、関係地域と早急に相談を開始したいというものです。具体的には、安全な鉄道サービスを持続的に維持するための費用を、どのように確保していくかということと、鉄道輸送が適している線区か、または他の交通機関の方が利便性・効率性の観点から適している線区か、という両方の観点から線区毎に検討を行い、秋口までに「JR北海道単独で維持可能な線区」と「JR北海道単独では維持することが困難な線区」を示し、秋口以降、「JR北海道単独では維持することが困難な線区」について、準備が整い次第、地域の交通を確保することを前提に、協議会等で相談を開始したい考えであるということでした。報告の2点目として、7月28日の大雨により、静内駅から様似駅までの間で土砂流入9箇所、道床流出8箇所、線路浸水2箇所、流木堆積2箇所の計20箇所で大被害が発生したということです。

次に、議事として、日高線利用促進策の検証及び持続的に維持するための費用について、説明がありました。利用促進策については、過去に取り組んだ各種臨時列車の運行実績及び、協議会の幹事会で提案したイベント列車の運行、苫小牧乗り継ぎの改善を踏まえた輸送密度効果

の検証を行い、総括としては、臨時列車やイベントによる利用促進効果は極めて限定的であり、大量・高速という鉄道の強みを発揮し輸送密度を向上させるためには、沿線住民の日常的な利用を大幅に増加させることが不可欠という回答でした。また、持続的に維持するための費用については、利用者の減少が見込まれる日高線の収支損益を、今後、JR北海道で負担し続けることは困難であり、被災箇所復旧には、当該区間における収支均衡が必須条件とし、毎年度発生する損益は、年度あたりマイナス11.1億円と試算され、更に土木構造物等の老朽化対策として、概ね10年間で最小限の防災・老朽対策費用は、概算で53億円、年度あたり5億3千万円となり、日高線を維持するための単年度費用は16億4千万円となり、この費用負担のあり方について検討する必要があるというものでした。今回、初めて維持するための費用の提示と、JR北海道の運行に対する姿勢などが分かった訳ですが、示された金額の積算根拠の精査が必要ですし、人件費の削減など自助努力の余地もあると考えられますので、そういった点について、次回の協議会で議論することといたしたところです。その後、去る9月8日に第5回JR日高線沿線自治体協議会が開催されました。会議の冒頭で、8月に発生した一連の台風による日高線の災害状況について、現時点で把握しているものという前提で報告がございました。まず、台風7号9号11号による被災は、浜厚真から鶴苫までの間において、土砂流入77箇所、道床流出28箇所、線路冠水6箇所、倒木2箇所、流木堆積2箇所、落石止め擁壁倒壊1箇所、その他7箇所の合計123箇所となっております。また、台風10号による被災についてですが、現在、被災箇所及び数量について精査中ということですが、豊郷から静内までの間において、特に被災規模の大きいものとして、昨年9月に被災した豊郷・清阜間のシートパイル護岸変形の進行及び路盤流出の進行、清阜・厚賀間の慶能舞川橋りょう桁流出、厚賀・大狩部間の護岸壁倒壊及び路盤流出、大狩部・節婦間の大狩部川橋りょう橋台付近路盤流出、新冠・静内間の護岸壁倒壊について、動画及び写真により現場の状況を知らされました。

次に、前回協議会で示されました、持続的に維持するための費用16億4千万円について、現状と同等の利便性を保ちながら、更なる経費の圧縮を行うことは、鉄道の安全に支障を来たすこととなり、これ以上の経費圧縮は極めて困難であるという返答でありました。

また、先に示された土木構造物等の老朽化対策費として、今後概ね10年間で必要とされる53億円の内訳として、斜面及び護岸対策費38億円、橋りょう塗装劣化対策費11億円、橋りょう亀裂対策費4億円であることと、それらの工事内容が示されました。

さらに、持続的に維持するための費用負担としては、必要となる16億4千万円のうち、JR北海道は3億円負担し、残り13億4千万円は沿線自治体が負担する案と、車両や施設、土地などの鉄道施設を自治体が保有・維持管理し、運行部分のみをJR北海道が行う「上下分離方式」の導入する案が示されましたが、この案も沿線自治体の負担は一案と大差がないとの説明がありました。

これら提案のいずれを選択したとしても、莫大な金額が継続的に必要になるということになりますので、これを沿線自治体で負担することは、極めて困難であると言わざるを得ないものです。しかし、これまで協議会で議論してきたことを踏まえた中で、今回、JR北海道として正

式に提案してきたことと、これ以上の検討の余地が無いというJR北海道の姿勢ですので、各町は一旦これを持ち帰り議会への報告と合わせ、今後の対応等についても協議のうえ、その結果を次回の協議会へ持ち寄ることとなりました。JR北海道の経営問題や鉄道事業の大幅な見直しに加え、8月に発生した台風による大規模な被災とその復旧の件など、先行きの不透明感が一層強まっていると共に、北海道の交通体系のあり方を議論する方向に進みつつありますが、将来のまちづくり・地域づくりを見据えた中で、慎重に対応して参りたいと考えておりますので、町議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3、農作物の生育状況と販売状況について

次に、「農作物の生育状況と販売状況について」申し上げます。はじめに町内の主な農作物の生育状況からご報告申し上げます。

先ず、町の基幹作物であります水稲ですが、北海道農政事務所による8月15日現在の道内の作柄状況は、「やや良」と見込まれております。これは、6月上旬及び中旬にかけて日照時間が平年を下回ったものの、7月には天候が回復し、穂数・もみ数が平年並みに回復したこと及び8月上旬は高温・多照に経過したことから、登熟は「やや良」と見込まれるものです。一方、日高農業改良普及センターが実施しております新冠町内での生育状況調査9月1日現在によりますと、水稲は、出穂を控えた7月中旬から下旬にかけての気温が低かったことから出穂がやや遅れたものの、8月上旬には気温が上昇し、平年並みの作柄にまで回復しているとのことであります。ピーマンにつきましては、6月の天候不順により生育はやや遅れ気味で進み、一部のは場ではアブラムシの発生も見受けられました。収量的には前年度を下回っている状況ではありますが、8月の天候回復もあり、品質的には平年並みの作柄で推移しております。牧草につきましては、1番草は平年に比べて草丈も長く、出穂期は平年よりも早く、順調な生育でありましたが、収穫適期に降雨が続いたため収穫作業は遅れました。この影響から2番草の生育も遅れ気味で推移し、また台風の影響も受け、収穫は進んでいない状況にあります。飼料用とうもろこしは、6月下旬の降雨や日照不足により、草丈が短く、葉数もやや少ない状況が続き、生育は遅れています。8月中旬に入り、葉数、生育は平年並みに回復していますが、草丈は平年よりも短く収量は平年をやや下回る見込みであります。

次に8月末日現在における新冠町農協取り扱いの農作物の販売状況について申し上げます。9月以降の収穫となる水稲を除き、総販売額は資料に記載のとおり4億2800万円で、前年からマイナス1.8%、780万円ほど下回る状況で推移しております。このうち、当町の基幹作物として産地化が定着しておりますピーマンにつきましては、前年よりも作付け農家数が2戸、面積も2.98ha増加し、販売数量は前年を上回っておりますが、販売単価は平年をやや上回る程度、反収も平年並みとなったことから、販売金額は過去最高を記録した前年を1140万円ほど下回る3億3780万円となりました。また、振興作物としているアスパラにつきましては、作付面積や販売数量、反収など安定した成績となり、販売金額は前年を320

万円ほど上回る4640万円となっております。8月の度重なる台風がもたらした災害により、収穫が困難となった圃場が一部に見受けられます。また、品質低下も懸念されるところではございますが、そ菜全般的には順調に収穫をされておりますし、ピーマンの価格も回復傾向にありますので、今後の出来秋に期待をしておりますとでございます。以上が農作物の生育状況と販売状況であります。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件2件、報告案件2件、承認案件6件、認定案件7件、一般議案8件、平成28年度各会計補正予算4件を提案することにいたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明をいたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくようお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。杉本 教育長。

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、6月以降の教育行政について報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、添付のとおりとさせていただきます、主なものについての説明とさせていただきます。

1 教育委員の活動について

はじめに、教育委員の活動についてであります。7月7日札幌市で行われました北海道市町村教育委員研修会に教育委員が参加しております。研修では、文部科学省初等中等教育局視学官よりコミュニティ・スクールの動向と今後の展望についての説明があり、全国的なコミュニティ・スクールの動向と今後の次世代の学校・地域創生プラン、国の支援について話され、国の動向と今後の当町におけるコミュニティ・スクール導入に向けての研究を深めることができました。また、講話では、北海道教育委員会の委員から「学校訪問の見方と教育委員の役割」として、学校訪問での視点や委員としての役割について話され、教育委員の役割を再認識するとともに、今後の学校訪問での視点についてあらためて研修をすることができました。その後、8月26、29日、9月7日、各小中学校、ド・レ・ミ園を対象に学校訪問を実施しております。学校訪問は学校経営、教育課程の運用、学習指導、児童・生徒指導、学校健康教育等、学校教育全般にわたり、学校の実態に即して指導助言や研究協議を行い、各学校が主体的に、より充実した教育活動や特色ある学校経営ができるよう支援をする目的により実施しております。今回の学校訪問については、授業を主体とした訪問としており、委員研修での、整理整頓、学習規律等の学習環境づくり、学習内容を確実に習得させる授業づくりを行っているか等を視点に訪問いたしております。それぞれの学校においては、教室内の整理整頓、学習に対する児童・生徒の姿勢ICTを活用したわかりやすい授業づくりが図られておりましたが、全体的な学校経営を含め、指導助言を行っております。

次に、本日、議員皆様のお手元に配付しております「教育委員会点検・評価報告書」についてです。評価における外部評価につきましては、管理課においては、学校評議員の方に評価し

ていただいておりますが、本年度委嘱期間満了に伴い、ほとんどの学校が新たな委員となったため、教育委員会から各学校へ出向き、委嘱書の交付と合わせて、評価内容の説明を行い外部評価を頂いております。ド・レ・ミ園においては保護者会の代表者に来園願い、説明し評価をしていただいております、社会教育課については、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会において評価をしていただいております。それぞれ、評価内容を精査するとともに、貴重なご意見を頂戴いたしましたので今後の教育行政の推進に役立てていきたいと考えております。

2 学校教育の推進について

大きな2番目は学校教育の推進についてであります。まず、学ぶ意欲と確かな学力の育成についてですが、4月に実施されました、全国学力・学習状況調査の結果につきましては、新聞等により報道されましたが、中学校調査における学校質問紙調査において集計漏れがあったことが判明したため、正しい集計値が得られるまでは結果の公表を延期する旨、文部科学省から通知がありました。未だ公表の日程について文部科学省より連絡がないため、誠に恐縮に存じますが、次回の議会においてご報告させていただきますのでご理解賜りますようお願いいたします。2点目は、豊かな心身の育成についてであります。中体連全道大会の結果についてであります。柔道の階級別で新冠中学校3年生中倉由恵さんが優勝し、新潟県で開催された第47回全国中学校柔道大会に出場いたしました。結果はベスト16に入る優秀な成績をおさめております。次に、体力向上に向けた取り組みについてです。平成26年度に全国体力・運動能力状況調査に基づく体力向上に向けた取り組みの改善を図る目的により、「体力向上推進委員会」を組織し、運動結果の分析、体力向上に向けた運動方法の導入、新冠町独自の体力調査の実施の工夫等を行ってまいりましたが、本年度は幼小中の連携した取り組みとして「なわ飛び」の実践をすることとなり、その研究として大阪から講師を招き縄跳びの研修講座を実施いたしました。幼児期から、また、幼小中と継続して実施できる運動として、講師から指導を受け、研究を深めることができました。今後それぞれの教育現場において、実践を進めて参ります。

次に開かれた学校経営の充実についてであります。7月11日、新冠中学校3学年を対象に「模擬投票」を北星生活館において実施しております。国民投票法の改正による投票年齢の引き下げに伴い、従来の主権者教育に加え、体験的な取り組みとして実施したものでありまして、参議院議員選挙終了後、投票所として開設しておりました北星生活館において町の選挙管理委員会の協力のもと、実際に使用した投票箱、記載台により投票の体験を行いました。緊張感のある投票所での1票を投じた生徒は、1票の重みと、新たなる責任について学習を深めておりました。9月6日新冠小学校において地域公開参観日を実施しております。地域公開参観日は、学校での子どもの姿を実際に見ていただくとともに、地域、家庭、学校との連携、協力が子育ての基盤となると捉え、信頼される学校づくりの取組として全校で実施しております、より多くの地域の方々に学校との関わりを持っていただくために進めているものでございます。本年度もより多くの地域の方々の参観をいただくために、町の町政委託文書として案内文を作成し地域に配付した結果、多くの町民の方々に参観をいただきました。本年度の授業参観につい

では、平成28年度の執行方針の重点として進めております「特別な教科 道徳」の実施に向けた取り組みの1つとして公開授業を上げており、全学年全学級が必ず1校時の道徳授業の公開を行っております。今後も道徳授業の充実に向け、道徳的実践力を高める指導の構造化を進めるとともに、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた研修や道徳教育推進のための全体計画や別葉等の計画の一層の整備充実を進めて参ります。

次に、8月23日、台風9号の接近に伴い、前日22日に校長会において役場等からの台風情報を収集し協議した結果、明日始業時間2時間を遅らせる対応を取っておりましたが、各道路が寸断されスクールバスが運行できない状況と2次被害を及ぼす影響があったことから、各小中学校については本年度はじめて全校臨時休校といたしました。今後も、児童・生徒の安全を第一に、情報収集と迅速な対応が図られるよう関係部局、学校との連携を図り対応を進めて参ります。

3 認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について

大きな三つ目は、新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育についてであります。6月2日、3～5歳児を対象に乗馬体験を行いました。例年、新冠町乗馬連盟にご協力をいただき、動物に触れることにより動物愛護の精神を学んでおります。本年も多くの保護者にも参加いただき、記念に写真を撮るなど、保護者と園児の交流の場としても定着してきております。7月22日には、保護者会、東町自治会の協力を頂きまして、盆おどり花火大会を開催しております。天候にも恵まれ、沢山の保護者、地域の方々に参加していただき、夏の風物詩を多くの方々と楽しみ、園児にとって貴重な夏の思い出を作る事業となりました。9月1日には北海道シェイクアウトに参加いたしております。シェイクアウトは地震を想定して参加者が一斉に行動する新しい訓練でありまして、ド・レ・ミ園としての参加は3年目となります。今回の実施については、通常、各教室で机の下に入り頭を守る行動をとりますが、講堂や園庭での、通常の保育教育業務の実践の中で、身を守る行動を保育教諭指導のもと、行っております。9月7日、年長組が社会見学を行っております。この社会見学は、団体行動をとおして自立心の向上を図るとともに、自分達の住んでいる町の特産品や歴史等を知ることがを目的に実施してありまして、本年はピーマン収穫体験、選果場見学、パン工場での袋詰め体験、郷土資料館の見学を行っております。また、9月9日には全園児を対象に交通安全教室を実施しております。クロネコヤマト、新冠駐在所、新冠町交通安全推進委員会の協力を頂きまして、交通安全のルールを身に付けるとともに、命の大切さを学ぶ貴重な体験となりました。以上のように認定こども園ド・レ・ミでは開かれた園運営を図るとともに、地域の方々のご協力を頂きながら、また、地域の教育資源を活用しながらの体験活動など、教育・保育の充実を図る取り組みを進めております。今後も特色ある園運営に努めて参ります。

次に、子育て支援センターについてです。子育て支援センターは、子どもを持つ母親同士の交流の場として、また、子育てサークル等の育成支援を図ると共に、子育てに関する相談事業を実施しております。共働き世帯の増加に伴い、乳児からの入園を希望する保護者が増える傾

向にあります。その中の多くは核家族世帯や移住者世帯が占め、育児に関する相談を身近に出来ない母親も多く、育児相談の場所として支援センターを活用する方が多くなってきております。そのため、支援センターにおける相談業務については、より専門的な対応を図るために、役場保健師との連携を取りながら相談対応するとともに、今年度より、ド・レ・ミ園とさらに連携を取り、育児に関する情報として園だよりに掲載し、育児からの母親の孤立化を防ぐよう取り組みを進めております。

4 社会教育の推進について

大きな四つ目は、社会教育の推進における青少年事業に関して申し上げます。本年度の少年国内研修交流事業は、例年どおり研修先を沖縄県とし、金武町でのホームステイと交流を盛り込んだ内容で準備を進めておりまして、本年度は、定員20名の募集に対し、同数の20名の応募を受け、去る7月27日に面接選考を終え、全員を参加者とする事で決定したところでございます。参加20名の内訳は、新冠小学校11名、朝日小学校6名、新冠中学校3名で、例年に比べますと、中学生の参加が極端に少ない状況となっております。一方で、参加者のまとめ役として募集いたしました高校生サブリーダーには、1名の定員に対し、町内在住の高校生2名の応募がありました。本年度は、中学生の参加者が少なく、小学生をリードして研修活動を展開していく上で、心配がございましたので、小中学生のサポート体制を強化する意味で、2名とも参加者とする事で決定させていただきました。このことから、本年度の国内研修交流事業は、小学生17名、中学生3名の20名を、高校生サブリーダー2名と3名の引率者がサポートして実施することにしております。なお、高校生サポーター1名の増員に係る費用につきましては、既定予算内で対応する予定でございます。加えて今回の研修には、毎年、研修生の受け入れなどでお世話いただいている、金武町への表敬のため、私も団長として引率することにいたしております。また、明年1月7日には、交流先の金武町子供会が、当町を訪れることが決まっております。詳細については今後、双方の研修日程などを確認しあいながら、お互いに有意義な研修となるよう打ち合わせを進めて参りたいと存じます。さて、これからの季節は、文化・スポーツ・読書の『秋』の到来であります。予定している各事業の実施にあたっては、目的意識をもって特徴ある事業運営に取り組んで参りたいと存じますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上、第3回定例会に対する教育行政報告と致します。○議長(芳住革二君) 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第3号 教育委員会教育長の任命について

○議長(芳住革二君) 日程第5 同意第3号 教育委員会教育長の任命について を議題とします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長(中村修二君) 同意第3号教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を行います。教育委員会教育長に次の者を任命したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求める方は、杉本貢氏でございます。この度、現教育長杉本貢氏は平成28年10月17日をもって、教育委員の任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育委員会制度における教育長として、引き続き教育長に任命したいことから、議会の同意を求めようとするものでございます。杉本氏は平成24年10月教育委員に任命され、教育長就任後はリーダーシップを発揮し、新冠町の教育行政をけん引し、大きな業績を残されておりますことは、ご承知のとおりであり、教育長と教育委員長を一本化した新教育委員会制度における教育長として、適任と判断し、同意を求めようとするものでございます。以上が同意第3号の提案の理由でございます。提案どおり、同意いただきまようお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第3号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 同意第4号 教育委員会委員の任命について

○議長（芳住革二君） 日程第6 同意第4号 教育委員会委員の任命について を議題とします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第4号、教育委員会委員の任命について、提案理由を説明申し上げます。教育委員会委員に次の者を任命したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求める方は、鈴木時男氏でございます。教育委員の杉本氏が同意第3号によりまして、教育長任命の同意をいただいたことから、教育委員を退任することとなります。このことから、後任の教育委員に次の者を任命したく議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求める方の経歴につきましては、次のページに履歴を載せてございますので、ご覧をいただきたいと思います。鈴木氏は昭和51年から小学校教員として、日高管内各学校で教鞭をとられた方で長年教育者としてご活躍をされ、教育行政に関する見識も豊かであり、人格も高潔であることから、教育委員に適任と判断をし、議会の同意を求めようとするものでございます。以上が同意第4号の提案の内容でございます。提案どおり同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第4号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意するこ

とに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第8号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第7 報告第8号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思えます。

◎日程第8 報告第9号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長（芳住革二君） 日程第8 報告第9号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について を議題といたします。教育委員会委員長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し、お手元に配付の報告のとおり受理することにしたいと思えます。

◎日程第9 報告第10号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（芳住革二君） 日程第9 報告第10号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 報告第10号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、算出しましたそれぞれの比率について、8月22日監査委員に監査いただきましたので、監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告するものでございます。次ページをお開き願います。平成27年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、平成19年6月に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められ、平成21年4月から施行されております。特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、イエローカードとも言われます注意喚起の段階として、健全化団体さらに悪化した場合には、レッドカードとも言われます財政再生団体が規定されております。イエローカードとも言われます健全化団体になりますと、財政健全化計画を作成し、計画に基づく財政の健全化を行うことになります。また、レッドカードとも言われます財政再生団体になりますと、財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むことになり、総務大臣の許可が無ければ、起債の発行ができなくなります。また税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。現在全国で夕張市のみが財政再生団体となっております。始めに、平成27年度における健全化判断比率の状況についてですが、各会計における4種類の指標について記載がされてございます。まずはじめに実質赤字比率についてですが、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政

規模に対する比率を表すもので、15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となりますが、平成27年度赤字を生じてございません。次に連結実質赤字比率についてですが、一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で財政健全化団体に、40%以上で財政再生団体となりますが、この指標においても、平成27年度赤字を生じてございません。次に実質公債比率についてですが、全会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で標準財政規模に対する公債費及び公営企業などへの繰出金のうち、実質的に公債費に充てたと認められる純公債費の割合の過去3年間の平均は表すもので、この数字は起債発行の際に協議もしくは許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要であり、25%以上で、単独事業に係る地方債が制限され、35%以上では、これらに加え、一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。平成22年度決算では18.1%で、起債発行の際は許可でありましたが、平成23年度決算では16.6%となり、協議変更となり、以後年々減少し、平成26年度では12.2%、平成27年度では11.5%となっております。次に、将来負担比率についてですが、全会計に一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めた中で地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき自主的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、350%以上で、財政健全化団体となります。平成23年度は55%、平成24年度では46.1%、平成25年度は20.4%、平成26年度では13.9%と、年々減少し、平成27年度では5.9%となっております。これら減少の要因といたしましては、地方債の残高が減少していることが要因と考えられます。次に、資金不足比率の状況についてですが、公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度であるとかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定することとなりますが、いずれの会計も資金不足を生じてございません。以上が平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由でございます。ご審議賜り報告どおり受理いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、報告第10号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。報告第10号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第10 報告第11号 専決処分について（損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（芳住革二君） 日程第10 報告第11号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 報告第11号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告し受理いただくものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別

紙のとおり平成28年6月20日付をもって専決処分したものでございます。今回の専決につきましては、平成28年3月19日、スクールバスが部活動の生徒を新冠中学校へ輸送後、車庫へ戻る際、中学校から国道へ右折侵入しましたが、左側より直進してきた相手方の車両を見落とし、後部に衝突した車両事故について、6月20日物損に係る示談が成立いたしました。6月定例会終了後の示談であり、9月定例会まで期間があり、その間、損害賠償の額が支払われないことから示談日をもって専決処分したものでございます。また、相手方の損害賠償額につきましては、保険会社から本人へ直接支払われていることから、一般会計の補正予算は専決処分してございません。なお、50万円以下の和解、損害賠償の額を決める場合、議会の委任により、町長の専決事項とされていることから、報告とさせていただいているものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第11号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。暫時休憩します。再開は11時15分とします。

（休憩 10時58分）

（再開 11時15分）

◎日程第11 承認第11号 専決処分について（平成28年度新冠町一般会計補正予算）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第11 承認第11号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 承認第11号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年6月21日付をもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正の主な内容といたしまして、6月20日南から温かい風が入り、大気の状態が不安定になった影響で、東胆振と日高地方では20日、激しい雨と風が吹き荒れた結果、町内の林道が被害を被り、林道確保のため復旧工事が必要となりましたが、議会を開くいとまがなかったことから、平成28年6月21日付けをもって復旧のための関係経費を専決処分したものでございます。予算書の1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算2回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ492万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5766万9千円にしようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告の

とおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、承認第11号は報告のとおり承認されました。

◎日程第12 承認第12号 専決処分について（平成28年度新冠町一般会計補正予算）

○議長（芳住革二君） 日程第12 承認第12号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 承認第12号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年7月28日付けをもって、専決処分したものでございます。このたびの専決処分をいたしました補正の主な内容についてですが、前線を伴った動きの遅い低気圧の接近により、7月28日の日高管内は、前日からの激しい雨が降り続き、新和では降り始めからの総雨量が161ミリに達し、町内の道路・河川が豪雨により被害を被り、早急な復旧工事が必要となりましたが、議会を開くいとまがなかったことから、平成28年7月28日付けをもって、復旧のための関係経費を専決処分したものでございます。予算書の1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算、3回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ460万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億6226万9千円にしようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野です。公共土木施設災害復旧費の部分で質問をいたします。災害時に備えてポンプを借り上げて設置しておりますけども、ポンプを使用しなくてもその支払いはするののか。また、使用した場合のみ支払うののか、お答え下さい。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議員おっしゃるように、業者さんに依頼してポンプを用意して、セットしていただくと。そして使う場合も確かにあるのです。そして、また、セットして準備して使わないという場合もあります。ただ、準備してもらった事実は変わりませんので、リース屋さんからポンプを借り、発電機を借り、その費用は掛かりますので、その費用は見る場合もあります。動かした場合は動かした時間、その費用を払う訳です。動かさない場合は、そこまで持ってきていただいた金額をお支払いしている形を取っています。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 確認したいと思います。使用しない場合は掛かった手数料分程度は支払いしていることですね。はい、わかりました。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第12号は報告のとおり承認されました。

◎日程第13 承認第13号 専決処分について（平成28年度新冠町一般会計補正予算）

○議長（芳住革二君） 日程第13 承認第13号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 承認第13号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年8月18日付をもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正の主な内容についてですが、8月17日、午後5時30分頃えりも付近に上陸いたしました台風7号の影響により、日高地方は各地で激しい雨となり、新和では、降り始めから総雨量が124.5ミリに達し、町内の道路・河川が豪雨により被害を被り、早急な復旧工事が必要となりましたが、議会を開くいとまがなかったことから、平成28年8月18日付けをもって、復旧のための関係経費を専決処分したものでございます。予算書の1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算、4回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ494万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億6720万9千円にしようとするものです。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第13号は報告のとおり承認されました。

◎日程第14 承認第14号 専決処分について（平成28年度新冠町一般会計補正予算）

○議長（芳住革二君） 日程第14 承認第14号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 承認第14号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらるるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年8月23日付をもって専決処分をしたものでございま

す。このたび専決処分しました補正の主な内容についてですが、北上した台風9号は、8月23日午前6時頃新ひだか町付近に上陸し、胆振・日高地方は、各地で大雨に見舞われ、新冠町においても、時間雨量60ミリを超える激しい雨となり、節婦川の氾濫により避難指示を発令する事態となりました。新和では、降り始めから総雨量が171.5ミリに達し、町内の道路・河川が豪雨により被害を受け、応急の処置が必要となりましたが、議会を開くいとまがなかったことから、平成28年8月23日付けをもって、復旧のための関係経費を専決処分しております。予算書の1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算、5回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ1億4704万8千円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億1425万7千円にしようとするものでございます。（以下、説明書省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） まず、このたびの台風をはじめとする大雨の災害に遭われました被災者の方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。また、避難誘導はじめ、様々な対応を夜中から一生懸命対応した職員ご苦労様でした。この場をお借りして申し上げたいと思います。まず、民生費の被災者への見舞金ということで、額の多い少ないはここでは問いませんけど、その新冠町の見舞金の額、その金額の根拠、理由こういう考え方でこの金額になったと。他の町から比べますと、低めな設定かとも見られる感じもしますし、その点お伺いしたいと思います。それから、災害復旧費の消耗品で土のうがあります。土のうの袋の色によって、その強度が違うということで、黒い色の土のうが袋が丈夫だということですけど、我が町の場合は、どのようなことになっているのか。それからもう1点、同じく災害の救助費の消耗品費で防疫。これは消毒、床下床上の場合等で使用した消毒だと思えますけども、浜通りの・・・これは高潮だから入らないかな。高波・高潮はだめですね。それからもう1点、災害復旧費の7ページの14節に入るかなと思えますけども、新栄の上井の沢の被害、あそこの分は長年、以前から沢と道道とその沢の水の抜ける橋の位置がずれているものですから、スムーズに流れがいかなくて、そこで、水がたまって被害を受けるという地域ですけども、そこはやはり、今回も大きな被害があったと思えますけども、いろんな箇所があるので、ここだけということではないですが、以前から、よく被害が起きるところですから、町としてもいろんな対応してきたと思えますけども、今回はどうだったのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 見舞金の関係について、答弁させていただきます。見舞金につきましては、新冠町災害に伴う住宅被害見舞金支給規則というものに基づき、支給させていただいているものでございます。これにつきましては、平成15年の台風10号あるいは、そして9月にありました地震の時にもそれぞれ見舞金を出しておりまして、その時と全く支給額を変えていないものでございます。一例を申し上げますと、家屋全壊で20万円。家屋の半壊で15万円。そして、床上一部倒壊につきましては、10万円ということの支給を15年からずっ

とやって来ております。当時15年10号災害の時、9月にありました震度5弱の地震の時につきましては、全国各地から大変大きな額の義援金をいただきました。特に日赤関係につきましては、全額配分することになりまして、町の見舞金のほかに、100万円単位の見舞金をそれぞれ被災された方に渡したことがあるので、多分今回少ないという考えかと思いますが、そういう事情でございますのでご理解願います。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 私に関係する分のお答えをしたいと思います。まず土のうの質問でございますが、消耗品費の71万円でございますが、これは、建設水道課の方の現場で使う土のうでございます。土のうというのは、黒っぽい土のうと薄茶色の土のうと2種類一般的にはあるのです。こういう災害時には黒の土のうを買って使います。これは、薄茶色と黒と値段は3倍ほど違うのですけども、耐久性というか、丈夫さもまた3倍、4倍違うということで、こういう時は黒の土のうを求めて、使っております。実際そういうものを購入しております。次に、新栄のセブ沢のお話でございます。新栄のセブ沢の川の流進方向というか、川の流れる方向がいびつというか、不規則でないか。スムーズに道道の橋に向かっていないのではないか。その認識は私どももございまして。それによって、水の流れが悪くて被害を大きくした要因の一因になっているのではないかというふうな思いもある訳でございます。今、セブ沢は流域全般ですけども、北海道で砂防事業を始めております。平成25年から平成15年災の後、陳情いたしまして、事業自体は25年から土地の話だとか整理つきまして、ある程度一定の理解が得られたことで、砂防事業を実施しております。現在は上の方からダムを造ったりという仕事をしているのですが、いずれ、家の側というか、その川の流れを含めて改修するという計画を持ってやってございます。このたびの被害を見るにいたり、何とかこの居住区域から何とかできないものかとか、そういう話し合いを北海道と始めております。あその民家の近くにかかっている橋、青陽橋というのですが、あの橋の下流、本流に向かってもずいぶん土砂の堆積があるのです。そこもあけてもらって、ずいぶん流れが良くなったのではないかと。それは1回でなく、ずっと継続的に今後も行ってもらいたいことで、担当者と打ち合わせしているところでございます。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野です。災害復旧対応全般で質問いたします。以前質問した中で、災害復旧時に備え、業者に担当地区を設けて依頼をしていることでした。今回の災害において、その機能は十分であったのかお答え願います。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 以前、その話を私がしました。通常の災害であれば、地区割している業者さんに依頼してやっていただいて対応しています。このたびの台風9号においては、その担当地区、担当業者で間に合わない場合も随分発生したのです。そういった場合、応援というか、大きな会社、小さな会社、中ぐらいの会社と新冠町内存在してまして、大きな会社で人に余裕がある、そして機械に余裕がある会社の担当地区ではない地区に入れているケ

ースも場合によってはございました。そういう対応の取り方をしています。今回台風9号の対応は、土木業者・建築業者町内の業者に限りですけども、そういう方に応援していただき、対応していることでございます。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） そういうことで対応で作業の遅れはなかったという意識でよいですか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 作業の遅れがなかったかと言われれば、そこは個人個人の評価があるかと思うのですけども、町と業界と一体となって一生懸命やったことは間違いないものと考えております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか、はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） ここまでの専決で8000万ぐらいと足し算してみたのですけれども、被害の総額が全体で6億というような調査もありましたけれども、そういったこと含めて、現状を昨日あたりで何%復旧作業が進んでいるのかと。そして全面復旧を、これはもう皆さん大変な努力もされていますし、被災地の方は、1日も早い復旧ということなのですけれども、全面復旧の目途、大体これぐらいには何とかかなるかなというものがあれば、教えてほしいなと思います。もう1点、今後また12月さらにその後の予算の編成ということになるのですけれども、予算がなければ何事も進まない訳で、12月補正はいろいろ出てくるのは当然として、来年3月骨格予算ということになって、この災害の対策であるとか、それから災害の復旧については、骨格予算の中にこれは入れてもらわなければならないと思うのですけれども、こういったことがあった場合には、骨格予算ということで、外れてしまうのか、どうなのかについて伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 先に予算の関係について、ご説明申し上げます。今、骨格予算という話がありました。明年は町長選挙の年でございまして、29年度については骨格予算になることは間違いございません。ご指摘ありました災害関係予算についてはどうなのかでございしますが、今年の28年度予算に組み込みまして、そして、その工事が終わらなければ、繰越明許費という形で、翌年度に繰り越したいと考えています。と、言いますのは、特別交付税の関係もございしますので、できれば28年度に予算措置をして、事業が終わらなければ、翌年度へ繰り越すという形の予算措置を考えております。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 災害復旧事業の進捗率というご質問かと思っております。現在、災害発生後急急に沢を掘り上げたり、側溝を掘り上げたり、そういった仕事は、半分以上1回目はできているなという認識は持っております。これから単独費で路肩・河川これら工事によって直すという仕事が発注されます。この単独費で行う仕事は、箇所数としては、先ほど行政報告にもあったと思うのですが、約100カ所ぐらいあると思います。これは、年度内に完成させたいなと思っております。あと公共災、これは規模の大きい、補助を受けて復旧し

ようとしている道路・河川合わせて39カ所あるのですが、これは国の予算との関係あって、年度内で全部は完成できないと思います。先ほど総務課長から説明あったとおり、繰り越して次年度にまたがって復旧していくと、そういう対応の仕方も出てくると思うのです。その中でまだまだ単独費、補助費の工事についてはこれからという部分もありますので、総体的にどれだけ進捗していると言われれば、まだ30%までいってないぐらいかなと捉えております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。堤議員。

○2番(堤俊昭君) 復旧にやはり足りないのは、機械であったり、人であったりと思うのですけれども、その中には、一つ感じることは事務作業をする職員ですけれども、これも当然に足りないことはよくわかるのですけれども、15年災害の時に北海道の職員が2人か3人来ていただいて、おおよそ1年ぐらい仕事をしていただいたと。仕事の内容そのものはわかりませんが、大変な戦力になったと理解しているのですけど、当然今回は、全道的な被害ですから、北海道の職員もどうかと思いますけれども、しているのかも知れませんが、北海道の職員であるとか、日高支庁の職員であるとか、あるいは民間人であっても積算できる人はいるだろうと思うのです。そういった人を頼んでこないと、ここで詰まってしまうと、現場も仕事ができないことになるのですけれども、そういった対応についてされているのか、どうなのかを聞きたいと思います。

○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 災害発生後、台風9号の災害が発生後、理事者をお願いをしまして、1名建設水道課の職員に任命というか、配属していただいて現在対応しております。平成15年災の時、議員おっしゃるように、道からの応援が長期にわたってありました。そういう相談も道とはしているのですが、なかなかそうだなというふうにまだ、道からも返事をもっていないし、なかなか前回のような形にはならんのかなと思っております。短期では、例えば開発局の人が調査に同行してくれたりとか、道の方から短期の調査ならお手伝いしますよ。という問いかけはあるのですが、長期にわたって一緒に仕事をしてもらえるというような様子には、今回はなかなかないかなと思っております。あとは建設水道課職員全員と補充していただいた職員と、そういった力を結集して、この災害を乗り越えていかなければならないと思っておりますが、何分、特定の者に負担がかからないように目配りしながら、進めていきたいと思っております。

○議長(芳住革二君) 小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 今、坂東課長がちょっと触れたと思うのですけれども、被災して間もなく室蘭の開発建設部の部長さんから電話がございまして、お手伝いすることあったら、職員派遣するからという話をいただきました。それでお願いいたしまして、直ちに現地調査に数名ずつ調査の現場に実際入っていただきまして、調査事業につきましては、数日間お手伝いいただいたと、そういうことでございますので、私からも大変助かったものですから、部長さんの方にはお礼を申し上げたところでございます。それぞれの機関とも職員を増やさずに、事業を進めている中でございますので、なかなかこちらの要望に応じていただけないですけれど、

またそれぞれの施設も被災を受けている状況でございますので、私どもの要望もなかなか聞いていただけないのですが、そういうできる限りのお手伝いをさせていただけることでございますので、今後ともそういう状況につきましては、これからお願いもしていかなければならないと思っております。ただ、現実にはなかなか難しいものですから、お話ありましたように1人増員いたしまして、体制も整えたのですけれど、職員の皆さんには非常に、無理がかかるかなと思っておりますけれど、できるだけ職員協力しあいまして、早く復旧できるような取り組みを今後とも続けていきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 担当課の職員はじめ、本当に大変だったと思っておりますけれども、庁舎内での課を超えての連携という辺りはどうだったのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 台風9号に関しましては、実は未明から早期にかけて、短時間に大雨が降るという予想が事前にわかっておりましたので、管理職につきましては、午前2時に集合をかけておまして、そして、町内8カ所に実は小沢ですとか、排水ですとか、本流以外の地区に監視を職員に出させていただきました。そういう意味では、越波とかそういう情報というのは、いち早く災害対策本部に入りましたし、当時、現地に出でいただいた管理職の皆さんには本当に命がけの状況で地域の住民の方に避難していただいたりとか、という協力をいただいたのが実態でございます。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 事後の連携についてはどうですか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 事後につきましては、被災住宅の関係が主になるのですけれども、床上・床下浸水の調査から始まりまして、それに対する消毒作業等を各課協力しながら、全課を挙げて実施しました。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第14号は報告のとおり承認されました。昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩 12時 3分）

（再開 13時00分）

◎日程第15 承認第15号 専決処分について（平成28年度新冠町簡易水道事業特別会補正予算）

○議長（芳住革二君） 日程第15 承認第15号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 承認第10号 専決処分について提案理由をご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開きください。専決処分書、平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1号の規定に基づき、別紙のとおり平成28年8月23日付をもって専決処分をしたものでございます。このたび専決処分をいたしました補正の主な内容についてですが、台風9号により被災を受けた水道施設のうち早急に対応が必要となった対策分を専決処分してございます。1ページをお開きください。平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、今回は1回目でございます。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ573万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5377万円にしようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、承認第15号は報告のとおり承認されました。

◎日程第16 承認第16号 専決処分について（平成28年度新冠町一般会計補正予算）

○議長（芳住革二君） 日程第16 承認第16号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 承認第16号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年8月31日付をもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正の主な内容についてですが、大型の台風10号の影響により、30日夜から31日未明にかけ、強風・おおしけにより、本町浜通りは護岸を超える高波の影響で、100世帯に避難勧告を発令、住宅1戸が全壊する災害が発生したことを受け、応急の措置が必要となりましたが、議会を開くいとまがなかったことから、平成28年8月31日付をもって復旧のための関係経費を専決処分したものでございます。予算書の1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算、6回目の専決の補正予算となっております。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ491万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1916万9千円にしようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 防疫に関するものがないのですが、浜通りも高いところから、低いところあるのですが、低いところは特に高潮で、住宅のまわりが水浸しになったところもありますし、そのにおいと、乾燥してからのチリ、ホコリですとか消毒ということを強く要望している住民の方もおられたのですが、その辺りはどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） こちらの方には予算計上してございませんが、消石灰あるいは消毒液等といったものは、台風9号災害の時に購入したものがございましたので、それをもって防疫作業等進めさせていただきました。床下浸水に遭われた6棟の家屋を中心に、消石灰による防疫作業をすべて行ったところです。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） まわったということですが、もう一度確認的な対応も必要かなという気がします。実際1週間ほど過ぎてから、まだそういう消毒とかが何もされていない声もありました。もう一度確認していただければと思いますけど。

○議長（芳住革二君） はい、佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 防疫作業、消毒作業等は台風通過後速やかに、即日実施して、その後も確認作業等々はしてございます。ただ、今議員のおっしゃったような声は私の方では確認していないのですが、もう一度、確認等の作業は進めたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第16号は報告のとおり承認されました。

◎日程第17 認定第1号 平成27年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第2号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第3号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第4号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について

◎日程第21 認定第5号 平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について

◎日程第22 認定第6号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について

◎日程第23 認定第7号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会

計 歳入歳出決算認定について

○議長（芳住革二君） 日程第17 認定第1号 平成27年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第2号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第3号 平成27年度新冠町下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第4号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第5号 平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第6号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第7号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 歳入歳出決算認定について 以上、7件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきましては、一括提案内容を申し上げたいと思います。平成27年度新冠町一般会計ほか6会計に関わる歳入歳出決算につきましては、去る8月22日・24日・26日の3日間、監査委員に監査していただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し議会の認定をお願いするものでございます。各会計の決算の内容説明につきましては省略させておき、監査委員の審査意見を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第24 会議案第6号 特別委員会の設置について

○議長（芳住革二君） 日程第24 会議案第6号 特別委員会の設置について を議題とします。ただ今、提案理由の説明がありました、認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する「平成27年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会」を設置し、認定第1号から第7号までを付託のうえ、審査することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただいま設置されました平成27年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました平成27年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正・副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎日程第25 議案第35号 新冠町税条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第25 議案第35号 新冠町税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊 税務課長。

○税務課長（湊昌行君） 議案第35号、新冠町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めようと

するものです。このたびの改正は、平成28年度税制改正において、国税における国際課税制度の改正を踏まえた見直しが行われ、外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設など、地方税法の定めによるもののほか、条例において定めることとされておりますものについて、新冠町税条例において規定する必要がありますことから、条例を一部改正するものです。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第35号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第35号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第36号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第26 議案第36号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹背 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第36号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めようとするものです。このたびの改正は、議案第35号の改正理由と同じですが、国税における国際課税制度の改正により、国民健康保険税条例の一部改正が必要となったものです。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第36号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第36号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第37号 新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第27 議案第37号 新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。工藤 管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 議案第37号新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、提案理由並びに議案の内容についてご説明申し上げます。共働き世帯の増加に伴い、増加する待機児童の状況に鑑み、厚生労働省は、平成22年保育所等への一層の円滑化を図ることを目的とした通知を出して、その後、基準の見直し等、今後に向けた取り組みが進められて

いるところです。特に定員を超えての保育の実施については、定員の範囲内で行うことが原則でありまして、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこととされております。認定こども園ドレミでは平成23年に開設してから6年目を迎え、全体定員であります165名については、平成24年の3月に167名となり、一度定員を超えましたが、平成27年度までは定員内の園児となっており、全体の定員の見直しについては、恒常的な状況とは言えないため、現在のところ改正については検討してはおりませんが、3歳未満児の入園児の増に伴い、各受け入れの区分について見直しが必要となりましたので、本定例会において改正を提案するものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第37号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第37号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第38号 指定管理者の指定について（新冠温泉レ・コードの湯）

◎日程第29 議案第39号 指定管理者の指定について（にいかっぷホロシリ乗馬クラブ）

◎日程第30 議案第40号 指定管理者の指定について（道の駅）

○議長（芳住革二君） 日程第28 議案第38号、 日程第29 議案第39号、日程第30 議案第40号、指定管理者の指定について 以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤 企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 議案第38号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。下記のとおり指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2、第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。指定を求めようとするもの、1、公の施設の名称、新冠温泉レ・コードの湯。2、指定管理者となる団体の名称、新冠郡新冠町字西泊津16番地の3、株式会社新冠ヒルズ代表取締役小竹國昭。3、指定期間、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間であります。次に次ページ、議案第39号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。下記のとおり指定管理者の指定をいたしたく地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。1、公の施設の名称、にいかっぷホロシリ乗馬クラブ。2、指定管理の団体となる名称、新冠郡新冠町字節婦町71番地の11、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブ代表取締役中村修二。3、指定期間、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間であります。続きまして、議案第40号、指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。下記のとおり指定管理者の指定をいたしたく地方自治法第244

条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。1、公の施設の名称、道の駅サラブレッドロード新冠。2、指定管理者となる団体の名称、新冠郡新冠町字節婦町71番地の11、有限会社にかっぷホロシリ乗馬クラブ代表取締役中村修二。3、指定期間、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間です。この指定管理者の指定に当たりましては、地方自治法では、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとする時は、予め当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。また、指定管理者の候補者の選定については町条例において、公募と公募によらない方法が規定されており、本件はいずれも公募によらない方法で指定管理者の候補者として選定いたしました。公募によらない選定の要件は、1点目に、施設の性格・規模及び機能並びに指定の条件等を考慮して、当該施設の管理に専門的な能力及び技術を有する団体を選定することが適当と認めるとき。2点目に、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認めるときと規定されており、この場合、公募による方法と同様に管理を行う施設の事業計画書、収支計画書、当該団体の経営状況を説明する書類等の提出を求め、さっきの2つの要件に照らし、総合的に判断を行うものとなっております。今回の選定に当たっては、公募による方法と同様に、学識経験者などで構成する新冠町指定管理者選定委員会を設置いたしまして、第三者による審査を経て、指定管理者の候補者として選定した次第でございます。以上が議案第38号及び議案第39号並びに議案第40号、指定管理者の指定についての提案理由でございます。ご審議賜り提案の通りご決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第38号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） ヒルズ、レ・コードの湯の部分について聞きますけれども、指定管理者制度は長いことやっていますけれども、サービスの向上と経費の削減と、これが目的のすべてということでもありますけれども、この温泉についてはなかなか利用者が下げ止まらないと、伴って収入も減り続けていることでもありますし、経営改善策として4月から業務を一部ファウンドという会社に委託ということでもありましたけれども、4カ月5カ月経っていますので、その経営改善の効果というものについて、どのような判断をされているのか、できれば、若干数字も含めて聞かせていただきたいなと思います。それから委託内容については、我々が関知できることではないと思うのですけれども、いつか見た書類では、何年か先まで委託料が決まっています、収支に関係なく、委託料というのは決定しているのかなと思うのですけれども、基本協定なんかあると思うのですけれども、それは全く変更することなく、収入が減り続けても委託料には一切変化がないというような契約であるのかどうか。業者との契約でありますけれども、聞かせてほしいなと思います。もう1点、指定管理者とそれから直営ということでも聞きますけれども、ファウンドへ何%か忘れましてけれども、大方の業務を委託をしている訳ではありますけど、そして、町の企画課の職員が2人これの経営に大きく携わっている状況を見ますと、直営で全部委託している状況とほとんど変わりがないだろうなと思っているのですけれども、直

営より指定管理者の方がよいことで始まった制度でありますけども、なかなか小さな町ではそういう理想通り行かないだろうと思いますけれども、スムーズな運営を考えると、直営でやって、99%までは業者に委託ができるのだと思うのですけれども、そちらの方が経営もしやすいだろうなど考えるのですけれども、直営と指定管理者それぞれメリット・デメリットはあるはずですが、今一度、こういう状況に陥っている訳ですから、指定管理者がよいのか、直営で運営していくのがよいのか。直営であっても業者に委託ということでもありますけれども、それは今一度検討する必要もあるだろうと思いますけれども、如何ですか。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) まず、株式会社ヒルズの業務の一部を株式会社ファウンドに業務委託したという経緯。これにつきましては、毎年6月に株式会社ヒルズなど第三セクターの経営状況等について、報告をいたしておりますけども、その中でこの株式会社ヒルズにつきましては、営業損益が常時赤字というような状況で来ていたことが1点ございます。最終的に経営上という全体の収支でいきますと、若干の黒字の時もありましたし、指定管理料等が見直されたので、そういう部分では数字のマイナス部分は小さくなっていますけども、いわゆる本体の業務である営業損益の部分ではずっと赤字が続いていたということございます。これにつきましては、株式会社ヒルズの経営陣であります取締役会の方では、何年もかけてこの抜本的な対策等々指摘されまして、それを現場に伝えてやってきた努力をしてきたということですが、なかなかそこは改善できないで現在に至ってきたということです。そういった中で現場を指揮できるいわゆるそういうノウハウを持っている事業者、こういった経営ノウハウなり持っている者がやはり、現場にいて、いろいろやることの方がよいだろうと、またそういう方法しかないのではないかとということがありまして、複数の業者等々とコンタクトを取り、そういった中で、条件的にもまた、町の財政出動的なことを考えてもという中で、最終的にファウンドという会社に業務委託をするという判断をしたこととございます。当時この温泉をつくった時は、これを取り巻くこの法律というものが違いまして、町が温泉施設を造るといった場合に、運営の方法としては、直営の方法これが基本であります。ただし、それらをうまく運営するためには、ノウハウがなければ、民間のノウハウをいれるということがありまして、その場合には、2分の1以上を町が地方公共団体が出資している法人でないといけませんよ。そういう経過の中で、町で直営すべきか、この今言った2分の1以上の出資をして、会社を新たに起こすべきかということが議論されたと思いますけども、そういう中で後者のいわゆる第三セクターをつくったことです。当時は町が51.25%出していますけども、それ以外について大きなところというと、プロポーザルのときはスコットという会社が、この一連の工事と絡めた中でプロポーザルでやったと思っていますので、そういったノウハウの会社と町が出資して新たな会社をつくってやってきたこととございます。そういった中でやってきましたけども、いろいろありまして、現在に至っていると。その間、平成15年にこの指定管理者制度ができました。これの趣旨というのが第三セクター、全国的には非常に運営的に厳しい状況があって、すべて同じように資本金を自治体は出しているのですけども、経営が非常に悪くて、その損

失補償だとかいろいろなことがあったと。そういう中で、この制度を大きく見直して先ほど言った2分の1の三セクでないとだめだ。直営でないとだめではなくて100%民間の会社というふうに制度を大きく変えました。むしろ、自治体でつくったものを民間に出来るなら民間でやりなさいという国の指導になってきたことです。そういった中で、指定管理者制度ができた。当町におきましては、それをすぐに100%民間の会社に移行することは、これはできませんでした。というのは、株式会社ヒルズの経営状況がすぐ転換できて、それを解散して、100%民間の会社に移行するという状況ではありませんでしたので、できませんでしたけども、そのまま現在に至って、なかなか先ほど申し上げた経営がよくないという事で、ファウンドの方に一部委託したことでございます。このファウンドに委託したメリットと言いますと、おおむね3分の2ぐらいの職員が移籍をそのままして、現在残っておりまして、3分の1ぐらいが新たに職員として採用され、そういった中で現在も続けていますけども、いわゆる職員教育こういったものを、専門のコンサルタントを入れて、今職員教育サービスの向上こういったことに取り組んでいることです。これはヒルズが云々ではなくて、ファウンドとして当然この営業をよくしていくために自己努力の中で自主的にやっていることです。こういったことがファウンドでやっている。それと委託料ですけども、委託料は金額を固定しているのではなくて、あくまでも売上に対しての率でいっております。したがって、売上が下がってもその率でいきますので、手元に行くお金は変動して、その分低くなっていくことであります。これをトータルの判断した時に昨年の決算ベースで申し上げますと、その比率でいきますと、経営改善では2000万円程度の改善がされるというような計算になってございます。今、4月から経営をその一部を行ってもらっています。人の管理それから仕入れ関係の大きく2つでございませぬ。それ以外のものにつきましては、ヒルズがいわゆる予算をもって事業を執行していることでございます。4月からやっております、いろいろ改革ということで、まず人のそういった研修。それから食事メニュー、特に町民の方からは以前からそうでしたけども、食事メニューのワンパターン化、こういったことも指摘されておりましたので、そういったことの改善をこれはヒルズの方からファウンドの方に、いわゆる要望していると。そういったことで徐々に取り組んでおります。数字的には、これからヒルズの取締役会がございまして、その段階で、経営者にまず数字をきちっと報告することが先決でございまして、この細かい数字については、また、別の段階で、きちっと取締役会を経た後にお知らせしたいと思っておりますけども、ただ状況といたしましては、全体の売上げとしては、昨年よりも下回っているという厳しい状況だということでございます。同類の日高管内の施設を聞いてみましたら、やはりちょっと厳しい状況ではありますけども、そういったことを踏まえながら、これから9月以降どういう経営戦略を練るのかについては、取締役会の方に提示してもらおうことになっておりますので、そういった中で、いずれにしてもこの株式会社ヒルズの経営と温泉全体の運営こういったものを町民の負託に応える形で持っていくことが肝要でございまして、今後ともそういうことで進めていくと考えています。また、5月からになりますけども、定時総会を終わらしまして、その時にこのファウンドに委託するという考え方、これは定時株主総会でご決定いただきましたけど

も、その考え方とあわせて、町の企画課長と観光担当係長がヒルズの社員として、非常勤でございますけども従事させてもらうことにいたしました。これは実際ヒルズの事務方というものが、全て移籍したことがございますけども、ここの関与の仕方につきましては、前段申し上げたように4100万円、51.25%を出資している自治体として、町として大きな責任があることでございます。出資団体については、定期的に町の監査委員さんの監査も受けておりますけども、そういった中でもいろいろ経営に対しての指摘等いただいておりますので、真摯に受けとめて出資している責任者団体としてもこれは経営改善なり、そういったものに関わっていくということをしなければ、ただ、100%の株式会社だから、それは民間だ。ではなくて、町としては、ここの関わりはきちっと持っていかなければならない考え方で、私とそれから係長が事務のチェック等を必要に応じてやっている。先ほど言いましたように、ヒルズとして、事業なり予算執行という事がございますので、実際は現場で行っておりますけども、適正に出されているかという、定期的なチェック、また、必要に応じて現場から上がってきた声などを取締役会に提案するというような、またその逆もありますけども、そういった役割を担ってございます。過去には職員が温泉なりに派遣されたこともありますけども、そこまでは全然携わっている訳でなくて、基本的には書類をチェックするような内容でございます。まだ半年経たないのですけども、なかなかこの改善という部分には、効果がでてないのも事実でございますけども、そこをファウンドとヒルズということで、いろいろまた、要望なり協議して、進めていく。いずれにしても、この温泉というのは条例で定められている通り健康増進、こういったものがまず第一であると。その次に宿泊施設関係にある観光交流、地域交流の拠点となってございますから、条例の目的をしっかりと遂行できるように、この経営改善というものを進めていく。将来的にははっきり申し上げられませんが、先ほど言ったように経営をうまく改善して、累積している赤字の解消だとか最終的には、民間の会社ができることをきちっとやってもらう、他の町でもやっているようなものに持っていくことが望ましいのではないかなと考えておりますけども、今は、そこまで来ておりませんので提案できませんが、そういう方向でこの物事を進めていくと、ヒルズの経営改善を図って町の負担等がないように、経営が悪くなって、逆に負担をするような損失補償云々そういった事態に陥らないように、しっかりとやっていきたいと考えております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。堤議員。

○2番(堤俊昭君) 町民の重要な施設ですから、多少の赤字があってもよい訳ではないですけども、みんなで応援しながら、しっかり育てていかなければならないと思うのですけれども、先ほど話をしました職員も2人関わっているということ、それから半分以上委託もしていることを考えると、実際は第三セクターということだけでも、もう経営の実際が町直営でやっているように私は感じます。そういったことで、9割方、町が受けて町が直接ファウンドに委託をして、これは9割方であれば多分、セーフだと思うのですよ。99%までは許されることだと思うのです。そうすると今、町があつて、ヒルズがあつて、ファウンドということで、三重構造、もちろん議会も入りますけれど、三重構造ということで、なかなか意思決定、運営

もスムーズに行かないだろう。これを直営の形にすると町と委託業者ということで、町の指示によって運営が行くということで、非常にスムーズに行くと思って、結果は別として検討の必要はあるのではないだろうかということ、先ほど申し上げたのですけれども、その点については如何ですか。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) 言われていることは十分理解しています。今大事なのは、ヒルズの経営状況で先ほど出資金、民間の方から3900万円、町から4100万円、こういう出資して累積赤字が1100万、1200万程度あると。ここの部分をすべてチャラにして、それで会社を解散するのかと、もちろん精算した時に、どの程度手元に残るかわかりませんが、ただ、これを100%返すなんて状況にはないですし、帳簿上、資産が残っているといえども、それが現金に換えれることにはない中では、相当数、出資しているもちろん民間の方々も含めて、そういったところに、相当、少ないお金の株の戻しということになってしまうという1つの今の経営状況です。なので、次の段階で、経営改善なされた時には、直営という方法もありますし、指定管理で新たに100%あります。そこまでいっていませんけれども、当面、目指しているのはヒルズというこの会社、ここの経営を改善して、解散できる程度まで持っていかなかったら、次の段階に進まないという認識していますので、そういったことを目指してございます。指定管理で行くのか、直営でやることは別に過去もそうですし、よいのですけども、どちらがよいかというのは、また、その段階になった時にももちろん議会とご相談して進めていくことになると思います。今は株式会社ヒルズの経営を経営改善していくと、ここに全力を注ぐことであります。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第38号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第39号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第39号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第40号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第40号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決され

ました。

◎日程第31 議案第41号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（芳住革二君） 日程第31 議案第41号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤 企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 議案第41号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由を申し上げます。新冠町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更いたしたく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものです。次ページをお開き下さい。本年度の当初予算で計上済の霊葬場火葬炉拡大改修事業につきまして、国の交付税で元利償還金の70%が算入される過疎債を借入れ、財源に充当するため現計画に掲載されていない事業名、火葬場を追加する必要があるため、今回変更するものです。なお、変更の手続につきましては、当該変更が市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものについては、あらかじめ知事と協議を行った後、変更することとなっております、この場合必ず議会での議決を得るものとされ、議会の議決は、知事との事前協議が終了した後、速やかに行うこととなっております。知事との事前協議は、去る8月19日に終了してございます。また、市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものとは事業名欄の事業名追加または中止と計画に記載してある概算事業費合計額のおおむね2割を超える変更で、なおかつ計画本文の修正を伴うものとなっております。今回の変更は、計画書29ページ9行目事業名（4）火葬場、事業内容霊葬場火葬炉拡大改修事業2項火葬炉主燃焼炉及び断熱扉の拡張、事業主体新冠町の事業の追加を行うものでございます。以上が議案第41号新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての提案理由でございます。ご審議賜り、提案どおりご決定下さるようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第41号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第41号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。再開は午後2時20分とします。

（休憩 14時 4分）

（再開 14時20分）

◎日程第32 議案第42号 平成28年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第32 議案第42号 平成28年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第42号 平成28年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。1ページをお開き下さい。平成28年度新冠町一般会計補正予算、このたびの補正予算は2回目になります。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4610万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億6527万8千円にしようとするものでございます。このたびの補正の主な内容といたしましては、ふるさと納税特典品購入費、コミュニティバス購入費、マイナンバー制度対応システム構築費及び介護保険事務処理システムの更新に係る日高中部広域連合負担金の増額、太陽デイリーファームに係る畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金などの補正となっております。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第33 議案第43号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第33 議案第43号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東 建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第43号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。このたびの補正の主な理由は、公共汚水桝設置に伴う工事請負費を追加しようとするものでございます。1ページをお開きください。今回は、2回目でございます。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3320万9千円にしようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第34 議案第44号 平成28年度新冠町国民健康保険 特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第34 議案第44号 平成28年度新冠町国民健康保険 特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第44号 新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお聞き下さい。今回の補正は第1回目でございます。平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ60万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億16万5千円とするものでございます。今回の補正の要因でございますが、国保制度は、平成30年度より都道府県が事業主体となり市町村国保事業のための納付金を収めることとなります。その納付金の算定にあたり、本年10月に納付金等算定標準システムの簡易版がリリースされることを受け、北海道では今年度から、国保事業等納付金標準保険料率のシュミレーションを実施することと

しております。今回の補正は、そのシミュレーションのための必要な市町村情報を国保システムから取り出すための改修費用となっております。なお、改修費用につきましては、国庫補助金により措置されるものです。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第35 議案第45号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第35 議案第45号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下 老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山下利幸君） 議案第45号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について、説明申し上げます。1ページをお開き下さい。平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、今回は2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ331万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2506万8千円としようとするものです。このたびの補正は、7月1日付でありました人事異動の減員に伴います職員人件費に係る補正でございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第36 議案第46号 平成28年台風災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について

○議長（芳住革二君） 日程第36 議案第46号 平成28年台風災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊 税務課長。

○税務課長（湊昌行君） 議案第46号 平成28年台風災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。平成28年台風災害による被害者に対する町税の減免に関する条例を別紙のとおり定めようとするものです。提案させていただいておりますものは、本年の台風災害により、8月18日以降に被害を受けた方に対し、平成28年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について減免を行うために条例を制定しようとするものです。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第46号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） この農作物の範囲ですけども、例えば新冠の特産のピーマンは入るのか。その点だけここで言う農作物の範囲の中に入るのかどうか。

○議長（芳住革二君） はい、湊税務課長。

○税務課長（湊昌行君） 農作物の範囲でございますが、このたびの災害により被害を受けたというものでありましたら、入ることとなります。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第46号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（14時58分 散会）